

経済産業省

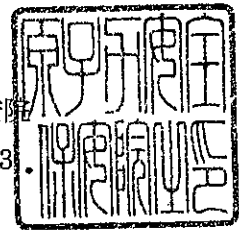
20120712 原院第 1 号

平成 24 年 7 月 31 日

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234c-12-3



原子力安全・保安院は、上記の件について別紙の新旧対照表のとおり改正することとし、その旨を各産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。）に対し通知することとする。

○発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部改正について（平成16・03・23原院第6号、NISA-234c-04-2）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
【取扱者以外に対する侵入防止措置】 （省令第3条） 第2条 発電用風力設備を設置する場所には、当該場所取扱者以外の者が立ち入らないように次の各号のいずれかにより措置を講じること。ただし、土地又は水域の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りではない。 一・二 （略） 2 （略）	【取扱者以外に対する侵入防止措置】 （省令第3条） 第2条 発電用風力設備を設置する場所には、当該場所取扱者以外の者が立ち入らないように次の各号のいずれかにより措置を講じること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りではない。 一・二 （略） 2 （略）
【圧油装置及び圧縮空気装置の施設】 第6条 電気設備の技術基準の解釈について（平成9年5月31日制定）第40条第2項（第二号ロを除く。）及び第3項の規定は、発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置について準用する。この場合において、同条第2項中「開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置」とあるのは「発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置」と、「空気圧縮機」とあるのは「油ポンプ及び空気圧縮機」と、「空気タンク」とあるのは「圧油タンク及び空気タンク」と、「圧縮空気を通ずる管」とあるのは「圧油及び圧縮空気を通ずる管」と	【圧油装置及び圧縮空気装置の施設】 第6条 電気設備の技術基準の解釈について（平成9年5月31日制定）第49条第2項の規定（第二号ニの規定を除く。）は、発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置について準用する。この場合において、同項中「開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置」とあるのは「発電用風力設備として使用する圧油装置及び圧縮空気装置」と、「空気圧縮機」とあるのは「油ポンプ及び空気圧縮機」と、「空気タンク」とあるのは「圧油タンク及び空気タンク」と、「圧縮空気を通ずる管」とあるのは「圧油及び圧縮空気を通ずる管」と読み替える

読み替えるものとする。 第8条 高さが15mを超える風車を支持する工作物(船舶安全法(昭和8年法律第111号)第2条第1項の規定の適用を受けるものは除く。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条で準用される各規定に適合していること。 2 風車を支持する工作物(船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けるものに限る。)は、同項の規定に適合していること。	ものとする。 第8条 高さが15mを超える風車を支持する工作物は、建築基準法第88条で準用される各規定に適合していること。 (新設)
--	---